

災害時における物資の供給等防災に関する協定実施細目

(目的)

第1条 北海道(以下「甲」という。)とホームマック株式会社(以下「乙」という。)は、「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」(以下「協定」という。)第2条第1項の規定に基づく災害時の協力について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部(緊急対処事態対応本部を含む。)(以下「本部等」という。)を設置し、かつ、災害救助法の適用等により避難の長期化が予想される場合及び道内市町村から物資の供給要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

(物資の品目)

第3条 甲が乙に供給要請する品目は、「災害時資器材等物資一覧(別紙1)」のとおりとし、乙において調達できるものとする。

(要請の手続き)

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資の供給要請書(別紙2)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

第5条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(物資の引き渡し)

第6条 物資の引き渡しは、原則として乙が所有する店舗等など、乙が指定する場所において行うものとする。ただし、乙が輸送可能な場合においては、乙の同意のもと甲の指定する場所に輸送するものとする。

(物資の受領)

第7条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された物資を指定した場所において品目及び個数を確認の上、受け取るものとする。

(業務報告)

第8条 乙は、物資供給業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第9条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した物資の対価については、甲又

は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する費用については、乙が輸送した場合、原則、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとする。

2 前項により供給した物資の価格については、乙の店舗が災害が発生する直前に通常販売していた価格とするものとする。

3 その他協定第2条第1項に規定する災害時の協力を要する費用については、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第10条 乙は、物資供給業務終了後、前条第1項及び第2項に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部危機対策局危機対策課長、乙にあつては総務部総務課長とする。

(協議)

第12条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年3月23日

甲 北海道
北海道知事

乙 札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号
ホームック株式会社
代表取締役社長

別紙1

災害時資器材等物資一覧

NO	資 器 材 名
1	携帯ラジオ
2	折りたたみ椅子
3	折りたたみ机
4	ベニヤボード
5	毛布
6	ブルーシート
7	ダンボール
8	自転車
9	各種事務用品
10	ロープ
11	一輪車
12	スコップ
13	革手袋
14	軍手
15	つるはし
16	バケツ
17	ヘルメット
18	レインコート
19	ハンマー
20	ドライバーセット
21	脚立
22	タオルケット
23	懐中電灯
24	湯茶セット
25	その他、甲が指定した物資